

消費税の確定申告手続きがお済みでない方へ

消費税の課税事業者の方で、令和6年分の消費税の確定申告について、申告期限（令和7年3月31日）までに済ませていない場合は、お早めに申告書を作成・提出いただくか、所轄税務署へご相談ください。

期限後に申告書を提出する場合

期限後に申告書を提出することにより、

- ▶ 納めるべき税額のほかに「無申告加算税」がかかる場合や、
- ▶ 法定納期限の翌日から本税を完納する日までの日数に応じて、「延滞税」を納付する必要がある場合があります。

ただし、期限後において自主的に申告をした場合には、無申告加算税は、納付すべき税額の5%に軽減されます。

※加算税の額が5,000円未満の場合、延滞税の額が1,000円未満の場合には、それぞれ加算税や延滞税を納付する必要はありません。

加算税や延滞税の取扱いについては、国税庁ホームページでご確認ください。

タックスアンサー
(確定申告を忘れたとき)



延滞税の計算方法



国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書が作成できます。作成した申告書については、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により送信することができますので、是非ご利用ください。